

# 第15回 定時株主総会 招集ご通知



E·J Holdings

**日 時** 2022年8月26日（金曜日）  
午前10時

**場 所** 岡山市北区駅元町1-5  
ホテルグランヴィア岡山 4階  
フェニックスの間

## 目 次

第15回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款の一部変更の件	6
【添付書類】	
事業報告	8
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告書	46
トピックス	54

株主の皆様へ

1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本総会では、議決権を事前に書面（郵送）またはインターネット等により行使いただき、当日のご来場を見合わせることをご検討いただきますようお願いいたします。
2. ご来場の株主様におかれましては、受付にて検温、アルコール消毒及びマスクの着用について、ご協力をお願いいたします。また、検温の際、発熱が確認された場合及び体調不良と見受けられる場合には、ご入場をお断りさせていただくことがありますこと、ご了承くださいようお願いいたします。
3. 本総会では、お土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

**E·Jホールディングス株式会社**

証券コード：2153

## ごあいさつ



代表取締役社長

小谷 裕司

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

第15回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでごあいさつ申し上げます。

昨年に策定した長期ビジョン「E・J-Vision2030」の第1ステップにあたる第5次中期経営計画は、長期ビジョン達成に向けた基盤整備の期間と位置づけ、その初年度となる2021年度においては、「既存事業強化とサービス領域の拡充」、「多様化するニーズへの対応力の強化」、「環境変化に柔軟に対応できる経営基盤の構築」の3つの基本方針のもと、企業にとって最大の資産である人材の育成に力を入れ、グループ企業を含めた持続的成長や企業価値の向上を図ってまいりました。

当期における経営環境は、公共事業投資が堅調に推移したことにより、市場的には追い風となっております。一方で、新型コロナウイルス感染症による影響は当社グループにも及んでおり、従業員のリモートワーク等を導入することにより業務の安定継続に努めてはおりますが、現場が基本となる建設コンサルタント業務において工期延期や若手の育成に多少の影響が出ております。こうした中、ICT利活用推進による生産性の向上を図るとともに、技術力やマーケティング力の強化を図ることにより、高付加価値型の営業活動を展開してまいりました。

今後、DXや脱炭素社会などへの取り組みが進み、社会と社会資本整備のあり方はこれまで以上に激変することが予想されます。既存の建設コンサルタントの主領域に加え、デジタルインフラの整備など、新たな市場形成が予想される状況下において、長期ビジョン「E・J-Vision2030」のもと、ESG経営を実践し、建設コンサルタントの使命を果たすとともに、あらゆるステークホルダーの信頼と期待に応える企業となるべく持続的成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年8月

株主各位

証券コード：2153

2022年8月10日

岡山市北区津島京町3丁目1-21

**E・Jホールディングス株式会社**

代表取締役社長 小谷 裕司

**第15回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年も、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、極力、本総会へのご来場を見合わせていただき、書面（郵送）またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、次頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年8月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますよう、ご返送またはご入力をお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2022年8月26日（金曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	岡山市北区駅元町1-5 ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間 ※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b> (1) 第15期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第15期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款の一部変更の件</p>

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類に記載はしていません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

 当社ウェブサイト：<https://www.ej-hds.co.jp>

E・Jホールディングス

検索 



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

感染拡大防止のため推奨いたします

詳細は次頁をご確認ください



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年8月26日（金曜日）  
午前10時



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年8月25日（木曜日）  
午後5時到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年8月25日（木曜日）  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使のお取り扱い

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

### 機関投資家の皆様へ

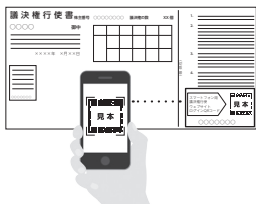
当社は、(株)ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00）

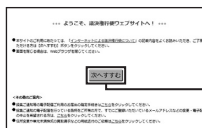
その他のご照会は、右記のお問い合わせ先をお願いいたします。

- ・証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社までお問い合わせください。
- ・証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行部  
☎0120 (782) 031  
（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の期末配当につきましては、当期の実績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

① 当社普通株式1株につき	43円
② 総額	691,366,599円

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年8月29日

#### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を最重要課題のひとつと認識し、その方策としては業績に応じた配当金のお支払い並びに自己株式取得等としております。業績に応じた配当金のお支払いは、安定的、継続的に実施することを基本方針とし、連結業績見通し、配当性向、連結株主資本配当率（D/E）並びに企業価値向上に向けた投資等に必要な資金需要、健全な財務体質維持等を勘案して実施いたします。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当を行う場合は取締役会、期末配当を行う場合は株主総会であります。

## 第2号議案 定款の一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第18条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載又は表示すべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削除）</p>

現行定款
(新設)
(新設)

変更案
<p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>附則</p> <p>第1条 <u>変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上



## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

当連結事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として残る中、ワクチン接種の進展や各種政策の効果もあって、段階的な経済活動の再開に伴い景気持ち直しの動きが見られたものの、資源価格の高騰やサプライチェーンの供給制約による下振れリスクに加えて、米中対立の激化や年度終盤にかけてはロシアによるウクライナ侵攻などの地政学リスクが顕在化するなど、依然として先行きには不透明感が残る状況で推移いたしました。

当連結グループが属する建設コンサルタント業界の経営環境は、国の令和3年度一般会計予算の補正予算で講じられた「防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保」などに係る予算措置と前年度と同水準を確保した令和4年度一般会計予算案を合わせた公共事業関係費（国土交通省関係）が約8兆円となるなど、グループにとっては引続き比較的好調な市場機会が見込まれる状況が続いております。

当連結グループは、建設コンサルタントの使命である社会資本整備はもとより、安全・安心の確保を担う「地域の守り手」「地域の創り手」として、その果たすべき役割は益々重要になっているものと認識しております。

このような状況の中、当連結グループは、10年後の2030年度においても「我が国第一級のインフラ・ソリューション・コンサルタントグループ」として活躍できる企業集団であるべく、「革新と進化を続け、安心・夢のあるサステナブルな社会の実現に貢献する」をコンセプトとして掲げた長期ビジョン「E・J-Vision2030」のもと、2021年度（当連結事業年度）をスタート年とする「第5次中期経営計画（2021年度～2024年度）」を策定し、「環境」「防災・保全」「行政支援」という当連結グループにおけるマネジメント力・技術力の3つのコア・コンピタンスをベースに、ESG経営の概念を根底に取り入れながら、「①既存事業強化とサービス領域の拡充、②多様化するニーズへの対応力強化、③環境変化に柔軟に対応できる経営基盤の構築」という3つの基本方針を掲げ、従前と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止に意を払いつつ、基本方針に基づく課題へ取り組みながら、事業拡大に努めております。

第5次中期経営計画の初年度にあたる当連結事業年度における具体的取組みとしては、重点6分野における業務をより意識した受注活動を実践しつつ、差別化技術の構築や次世代基幹技術開発を目的とした「E」イノベーション技術センター」を設立、並行して技術者教育・育成のための企業内学校「E」アカデミー」の受講対象者をグループ全体へ拡大展開するなどして、グルー

プ総合力の強化に努めてまいりました。また、社会環境の変化に応じて多様な働き方が可能な環境の整備やWLB（ワーク・ライフ・バランス）実現のための働き方改革の推進に向けてデジタル技術を駆使して支援するため、(株)エイト日本技術開発内に「DX推進室」を設立するなど、持続的成長の糧となる多様性の確保に向けた環境整備にも取り組んでまいりました。

グループガバナンスにおいては、社外取締役を増員して取締役全体の1/3以上の体制を確保したことに加え、「指名・報酬委員会」の委員構成や開催頻度見直しによる機能強化や「グループリスク管理委員会」の役割や位置付けを改めて明確化しグループ各社に周知するなどして、ガバナンスの強化を図ってまいりました。

これらの結果、当連結事業年度の経営成績は、期首の繰越業務量が前期比で31億98百万円の増加と2期連続して大幅に増加していたことを背景に、手持ち業務の消化を優先することとし選別受注に努めたこと等から、受注高は340億74百万円（前期比92.3%）と前期実績を下回りましたが、当初より受注計画を前期比5%強の減額で設定していたこと、また、当連結事業年度末の繰越業務量が前連結事業年度末に比して19億64百万円減少したことにより、生産体制面における逼迫状況が解消され、積極的に新規受注に向かうための体制が整いつつあり、結果として想定範囲内での着地となりました。

一方、生産高は繰越業務の着実な消化に努めたこともあり、前期に比べて10億56百万円増加し、売上高は前期に比べ23億34百万円増加の366億68百万円となりました。

損益面においては、総業務量が増加した中で引続き工程管理を徹底したことによる作業効率の改善や出張等の移動の減少に伴う時間的ロスや経費が減少したこと等も売上原価率低減効果として現れたことなどから、営業利益は44億91百万円（前期は38億57百万円）、経常利益は47億6百万円（同40億54百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億21百万円（同27億84百万円）となり、前期同様、新型コロナウイルス感染症の業績への影響は軽微で、各利益はいずれも期初予想を上回る結果となりました。

なお、当連結事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しているため、前期比等は参考値として記載しております。

また、当該会計基準を適用したことにより、当連結事業年度の売上高は3億37百万円、売上原価は2億77百万円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ60百万円増加しております。

なお、当連結グループのセグメントは、総合建設コンサルタント事業のみの単一セグメントでありますので、セグメント別の業績は記載しておりません。

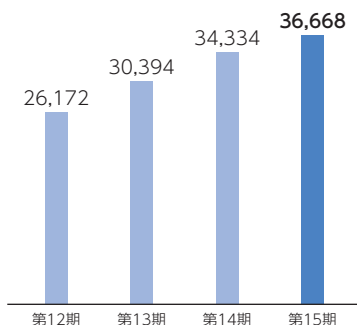
## 2. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

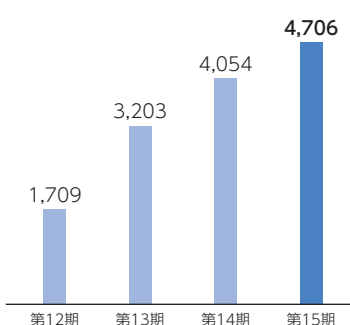
区 分	第12期 2019年5月期	第13期 2020年5月期	第14期 2021年5月期	第15期(当期) 2022年5月期
完成業務高	26,172	30,394	34,334	36,668
経常利益	1,709	3,203	4,054	4,706
親会社株主に帰属する当期純利益	1,261	2,029	2,784	3,121
1株当たり当期純利益(円)	94.69	149.15	187.47	197.46
総資産	26,731	31,185	37,513	39,240
純資産	18,149	20,324	25,497	27,544

- (注) 1. 1株当たり当期純利益については小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2. 当社は第12期より株式報酬制度を導入しております。1株当たり当期純利益の算定上、株主資本において「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 当期数値には「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を適用したことによる影響(完成業務高3億37百万円増、経常利益60百万円増)が考慮されております。

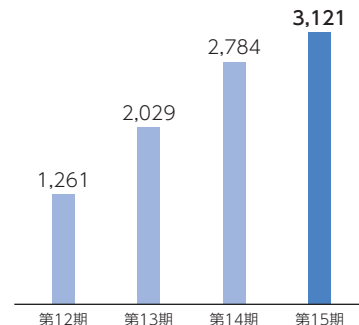
完成業務高 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



---

### 3. 設備投資の状況

当連結事業年度の設備投資の総額は、405百万円で、主なものとしては(株)エイト日本技術開発における計測機器の購入56百万円、サーバーの更新46百万円、事業所設備の維持・更新のため自社ビル改修工事46百万円があります。

### 4. 資金調達の状況

該当事項はありません。

### 5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### 6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### 7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### 8. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## 9. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻など地政学リスクの高まりもあり、社会情勢は一層、不透明な状況が継続するものと想定されますが、当連結グループは、長期ビジョン「E・J-Vision2030」の達成を念頭に、第5次中期経営計画に掲げる基本方針に基づき、以下の課題に対処してまいります。

### 1. 事業戦略強化と事業領域の拡大

3つのコア・コンピタンスを基盤に、最先端技術を取り入れ、国土強靱化、老朽化するインフラ・メンテナンス、環境に配慮した社会インフラの整備やCM等の行政支援サービスを深化させ、事業戦略を強化するとともに、東南アジアを中心に、M&Aを含めた海外基盤の再構築を進め、事業領域の拡大を目指してまいります。

### 2. バリューチェーンの全社最適化と経営管理機能の強化

多様化するニーズへの対応力を強化すべく、(株)エイト日本技術開発内に設立したDX推進室を中心に、効率的・効果的なマネジメントを可能とするシステムの抜本的な再構築に取り組み、グループ全体に展開することで、経営管理、組織管理に必要な数値の見える化を具体的に進めてまいります。また、今般のコーポレート・ガバナンス・コードの改訂に真摯に対応し、経営管理機能の強化を図るとともに、社内の各委員会を厳格に運用することで、取締役会の監督機能の一層の高度化に取り組んでまいります。

### 3. サステナビリティへの取り組み

事業環境の変化に柔軟に対応すべく、サステナビリティ・ESGの観点をより一層重視し、持続可能な社会の実現に取り組むべく、以下の課題解決を進めてまいります。

#### (1) 環境課題に対する取り組み

気候変動への取り組みに着手し、その一環として気候関連財務情報開示タスクフォース（以下TCFD）への賛同表明、科学的根拠に基づいた目標設定（以下SBT）認証取得に向けたコミットメントレターを提出し、TCFDの枠組みに沿った「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」を設定して取り組むと同時にその進捗状況を開示してまいります。

---

(2) 社会課題に対する取り組み

当連結グループは、持続可能な社会の実現に向け、ダイバーシティ経営と働き方改革の両面での推進を軸とした取り組みを継続してまいりました。女性採用比率や女性管理職比率の拡大、中途採用による多様性の確保はもとより、企業内学校（EJアカデミー）のグループ全体での展開による学ぶ機会の確保、DXの推進による業務効率の向上や働き方に係る各種制度の拡充、人的資源管理に関する取り組み等を進めてまいります。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）に対する取り組み

長期ビジョンの4つの基本方針の実行においては、サステナビリティ・ESGの観点をより一層重視し、事業を通じてSDGsをはじめとする社会課題の解決への貢献を目指してまいります。

以上の取り組みにより、安定的な収益性と強固な財務体質を堅持し、全てのステークホルダーへの還元を積極的に実施するとともに、E・Jグループ企業価値の更なる向上に努めてまいります。

(ご参考)

## 1. 長期ビジョン「E・J-Vision2030」の概要

### (1) E・Jグループの果たすべき役割

コンセプトを「安心・夢のあるサステナブルな社会の実現に貢献する」としました。

国内外における今後の社会課題の変化や社会資本の方向性、E・Jグループのコア・コンピタンス等の特色を踏まえて、グループの果たすべき役割として、以下の3つとし、これらの主要な役割を果たしながら、建設コンサルタント業に求められる新たなインフラ整備への貢献を進めてまいります。

- ① 環境負荷軽減対応への貢献
- ② 持続可能で、レジリエントな社会づくりへの貢献
- ③ 地域の課題解決と活性化への貢献

### (2) 長期ビジョンにおける基本方針

E S G経営の概念を根底に置き、基本方針として下記の4つを掲げ、上記の役割を果たしてまいります。

- ① 環境負荷軽減対応の強化  
再生可能エネルギー等環境負荷軽減施策の普及を支援し、レジリエントな循環型社会の形成に貢献する。
- ② 持続可能でレジリエントな社会づくりへの貢献  
国内外の良質なインフラ整備や維持管理と地域の生活環境向上や活性化施策を通して、「安全・安心な社会づくり」に貢献する。
- ③ ダイバーシティ経営の実践  
多様な人財開発・育成を積極的に行い、働きやすく、働きがいのある職場をつくる。
- ④ 最適な体制構築のためのガバナンスの強化  
コンプライアンスやリスク管理を重視したガバナンス体制を整備し、経営の透明性を高め、ステークホルダーとの関係を強化する。

### (3) 2030年度における連結業績目標

売上高	500億円
営業利益	60億円
親会社株主に帰属する当期純利益	40億円
自己資本利益率（ROE）	10%以上

## 2. 第5次中期経営計画「E・J-Plan2024」の概要

第5次中期経営計画における4年間は、「E・J-Vision2030」の達成に向けた「基盤整備・強化」の期間として位置づけており、第4次中期経営計画までの課題をもとに、既存事業の強化・深耕や新たなニーズに取り組んでまいります。

### (1) 第5次中期経営計画の基本方針

#### ① 既存事業強化とサービス領域の拡充

- a. 最先端技術を取り入れ、国土強靱化、老朽化するインフラ・メンテナンス、環境に配慮したサステナブルな社会インフラの整備、CM等の行政支援のサービスを深化させ、重点課題として取り組む。
- b. 3つのコア・コンピタンスを基盤にした6つの重点分野により、今後成長が想定される事業領域の拡大、変革を図る。
- c. 経済発展とともにインフラ整備市場が拡大する東南アジアを中心に、M&Aも含め海外事業基盤の再構築を図る。
- d. 研究開発、デジタル機材等への積極的投資によりDX推進を加速し、競争優位性を確保する。

#### ② 多様化するニーズへの対応力の強化

- a. データ、情報資産、ICT技術を活用した新商品、新サービスを開発する。
- b. 既存の農林事業を活かした地域課題解決ビジネスを深化させる。（BtoBtoCなど）
- c. グリーンインフラ、スマートシティ、物流・ロジスティックス推進等未来型社会インフラへの知見・ノウハウ・技術を獲得し新たなインフラニーズに取り組む。
- d. 新規事業、技術力強化に必要なM&Aを積極的に行う。

#### ③ 環境変化に柔軟に対応できる経営基盤の構築

- a. バリューチェーンの進化により、業務の効率化・生産性の向上・成果品質の確保を図る。



- b. グループ総合力を結集し、更なる企業価値向上を目指す。
- c. サテライトオフィスやテレワークを活用した多様な働き方を実践し、ダイバーシティを尊重した職場づくりとグループのブランド力強化を行う。
- d. イノベーションやマネジメント人財育成の強化を目的とした『企業内学校』の創設と活用及び多様な人財確保によりグループの技術力の向上・人的資源の拡充向上を目指す。
- e. リスクマネジメント・内部統制の強化はもとより、コーポレート・ガバナンス・コードを踏まえた強固なガバナンス体制の構築と経営の透明性の向上により、株主・投資家との信頼関係を醸成する。

(2) 連結業績目標（2025年5月期）

売上高	385億円
営業利益	48.5億円
親会社株主に帰属する当期純利益	33.5億円
自己資本利益率（ROE）	10%以上

- (注)2022年7月12日付「第5次中期経営計画の計画数値の修正に関するお知らせ」の通り、2022年5月期において、同計画最終年度の当期純利益31億円を達成したこと、並びに営業利益率12%を達成したことから、数値目標の修正をしております。

---

## 10. 株主・投資家との対話の状況

### (1) 担当役員について

当社は、株主との建設的な対話が重要であると認識しており、決算説明会等の主要な会合においては、IR担当取締役が、代表取締役社長とともに対応しております。

### (2) 対話に向けた社内体制について

当社では、IR担当取締役が、アナリストや機関投資家並びに個人投資家の窓口として対応しております。また、株主との対話の際には、必要に応じて関係部署がサポートする体制が構築されております。

### (3) 取締役会へのフィードバックについて

代表取締役社長及びIR担当取締役は、株主・投資家との実際の面談などを開催した場合には、必要に応じてその内容などについて取締役会で報告を行い、各役員が情報を共有するとともに今後の経営に関する方向性やIRの施策などについて議論を行っております。

## 11. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況  
該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況（2022年5月31日現在）

会社名	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権比率 (%)
(株)エイト日本技術開発	2,056	総合建設コンサルタント事業	100.0
日本インフラマネジメント(株)	45	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株)近代設計	50	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株)共立エンジニア	56	総合建設コンサルタント事業	100.0
共立工営(株)	22	総合建設コンサルタント事業	100.0
都市開発設計(株)	31	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株)北海道近代設計	25	総合建設コンサルタント事業	100.0 (100.0)
(株)アークコンサルタント	50	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株)アイ・デベロップ・コンサルタンツ	50	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株)二神建築事務所	10	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株)ダイミック	10	総合建設コンサルタント事業	100.0
EJEC (Thailand) Co.,Ltd.	4百万バーツ	総合建設コンサルタント事業	49.0 (49.0) [51.0]

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
 2. 「議決権比率」欄の（内書）は間接所有割合であります。  
 3. 議決権比率における〔 〕内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

(3) 特定完全子会社の状況

- ① 特定完全子会社の名称及び所在地 (株)エイト日本技術開発 岡山県岡山市北区津島京町3丁目1番21号
- ② 当社及びその完全子会社等における当該特定完全子会社の株式の事業年度の末日における  
帳簿価額の合計額 17,632百万円
- ③ 当社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額 25,349百万円

12. 主要な事業内容 (2022年5月31日現在)

区分及び主要事業		会社名
グループ全体を管理・統括する持株会社		E・Jホールディングス(株) (当社)
総合建設 コンサルタント事業	建設コンサルタント 業務	建設コンサルタント (株)エイト日本技術開発 日本インフラマネジメント(株) (株)近代設計
		補償コンサルタント (株)共立エンジニア 共立工営(株) 都市開発設計(株)
	調査業務	測量 (株)北海道近代設計 (株)アークコンサルタント (株)アイ・デベロップ・コンサルタンツ
		地質調査 (株)二神建築事務所 (株)ダイミック EJEC (Thailand) Co.,Ltd.

### 13. 主要な営業所（2022年5月31日現在）

(1) 当社 本社 岡山県岡山市

(2) 重要な子会社

名称	所在地
(株)エイト日本技術開発	岡山県岡山市
日本インフラマネジメント(株)	岡山県岡山市
(株)近代設計	東京都千代田区
(株)共立エンジニア	島根県松江市
共立工営(株)	愛媛県松山市
都市開発設計(株)	群馬県前橋市
(株)北海道近代設計	北海道札幌市
(株)アークコンサルタント	岡山県津山市
(株)アイ・デベロップ・コンサルタンツ	福岡県福岡市
(株)二神建築事務所	兵庫県姫路市
(株)ダイミック	栃木県宇都宮市
EJEC (Thailand) Co.,Ltd.	タイ国

#### 14. 使用人の状況 (2022年5月31日現在)

##### (1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
1,686名 [253]	65名増 [3名減]

- (注) 1.使用人数は就業人員数であります。また、当事業年度末の使用人数は、当社及び「11. (2)重要な子会社の状況」に記載の子会社の使用人数であります。
- 2.「使用人数」欄の「外書」は、臨時従業員（パートタイマー及びアルバイト）の年間平均雇用人員であります。
- 3.当連結グループのセグメントは、総合建設コンサルタント事業のみの単一セグメントでありますので、セグメント別の使用人数は記載しておりません。

##### (2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
26名	3名増

- (注) 1.使用人数は就業人員数であります。
- 2.当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

#### 15. 主要な借入先の状況 (2022年5月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	500百万円

#### 16. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 株式会社の株式に関する事項

### 1. 株式の状況（2022年5月31日現在）

- |                                     |      |                            |
|-------------------------------------|------|----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数                        | 普通株式 | 58,000,000株                |
| (2) 発行済株式の総数                        | 普通株式 | 16,078,920株（自己株式数 627株を含む） |
| (3) 株主数                             |      | 8,877名                     |
| (4) 発行済株式総数（自己株式を除く）に占める割合の上位10名の株主 |      |                            |

株主名	株式数（株）	持株比率（%）
株式会社八雲	3,529,700	21.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,089,000	6.77
株式会社日本カस्टディ銀行（信託口）	813,913	5.06
E・Jホールディングス社員持株会	618,640	3.84
S M B C日興証券株式会社	425,800	2.64
小谷 裕司	409,600	2.54
吉田 知広	397,700	2.47
小谷 満俊	228,000	1.41
合同会社Y & K	180,000	1.11
三井住友信託銀行株式会社	158,000	0.98

- (注) 1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合で、小数点以下第3位を切り捨てにしております。
2. 自己株式には「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式は含まれておりません。

## 2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	8,403株	2名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、31頁「7. 取締役及び監査役の報酬等に関する事項」に記載しております。
2. 上記は、退任した当社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。
3. 社外取締役及び監査役については、金銭報酬のみとなっております。

## 3. 当社が保有する株式に関する事項

### (1) 株式の政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式の保有状況を継続的に見直しており、定量的な保有の合理性や取引先との関係をふまえた保有意義を確認したうえで、当社の規定する政策保有に係る基準に基づき総合的に判断しております。

### (2) 政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、以下の基準を参考に、当社グループが保有する政策保有株式の議決権行使の適否を判断しております。

- ① 剰余金処分議案・・・（政策株式会社の配当性向  $\geq$  当社資本コスト）及び配当方針を総合的に勘案し判断する。
- ② その他議案・・・定量的基準及び定性的基準等を参考に、当社グループの企業価値向上に資するものであることを総合的に勘案し判断する。

## 4. 株式会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。



### 3 株式会社の会社役員に関する事項

#### 1. コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、グループ全体の企業価値の向上並びに株主に対する経営の透明性を高めるために必要なコーポレート・ガバナンスの実践を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営の透明・公正かつ迅速な意思決定及び業務執行並びにその監督を確実に実施すべく、持株会社である当社に経営の意思決定及び監督機能を持たせ、各事業会社に業務執行機能を分離することで、経営の質的向上を図り、急激な経営環境の変化に対して迅速な意思決定を行うこととしております。また、当社経営に対するより高い信頼と評価を確保するために、当社グループ全役員が、関係法令や企業倫理の遵守を通して社会的責任を果たすことができる体制を構築、整備し、不祥事の発生防止に努めております。

#### 2. 各機関の役割及び構成

##### (1) 監督

##### ① 取締役会

取締役会は、当社代表取締役社長を議長とし、取締役8名、監査役3名全員が参加し原則毎月1回開催し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、当社および当社グループ経営に関する重要事項について審議し、経営の重要な意思決定を行うとともに、事業会社の業務執行を監督しております。なお、社外取締役については取締役全体の1/3以上を当社で定める独立役員の要件を満たす人物とすることとしております。

##### ② 監査役会

監査役会は、社内の事情に詳しい常勤監査役1名と高度な財務・会計もしくは法務に関する知識を有する独立役員の要件を満たす社外監査役2名の計3名による実効的な監査を実施しております。

##### ③ 指名・報酬委員会

取締役会の委嘱により、社外取締役が議長となり、社外役員3名、社内役員1名の計4名により、取締役及び監査役の選定等並びに各取締役の報酬等の内容に関わる事項等について必要な審議を行い、もって経営の透明性の向上に資することを目的に設置し、年5回程度開催しております。

## (2) 業務執行

### ① 経営会議

当社の業務執行に関する経営上の重要な事項に関して協議するとともに、取締役会に付議すべき事項等について審議し、必要に応じて上申しております。代表取締役社長を含む常勤取締役5名で構成され、議長は代表取締役社長が務めており、年12回程度開催されております。

### ② グループ経営会議

当社及び当社グループ全体を対象とした経営の基本方針について、全般的執行方針あるいは経営に関する重要事項を審議し、併せてグループ会社間の意思の疎通を図っております。当社取締役及び各グループ会社の代表取締役及び取締役数名を委員として構成され、議長は当社代表取締役が務めており、年4回程度開催されております。

### ③ グループリスク管理委員会

当社及び当社グループ全体を対象とした、リスクマネジメントの推進・監督を行います。監査部担当取締役が委員長となり、委員長が指名する取締役で構成され、グループ全体でのリスクの特定及び評価並びに、是正計画等を審議し、代表取締役社長を含む取締役会へ報告しております。

### ④ サステナビリティ推進委員会

当社及び当社グループ全体のサステナビリティにかかる戦略立案・審議を行います。また、併せて気候変動を含むESGに関する経営のリスクと機会についての対応方針・取り組み等についても審議を行っております。常勤取締役5名で構成し、当社代表取締役が委員長となり、原則年2回開催し、重要事項は取締役会やグループ経営会議に上申しております。

## 3. 取締役の選任・解任プロセス及び後継者計画・育成計画

### (取締役の選任・解任プロセス)

役員候補者の選任と指名にあたっての方針と手続きは以下のとおり行っております。

- ・取締役候補者は、人格・識見・健康に優れ、当社グループ企業の企業価値の最大化に資する人材であることを要件としております。
- ・取締役候補者は、経営理念、経営ビジョンの継続性を尊重し、中期経営計画の達成に向け、経営環境の変化を見据えた適時適確な判断が行えるよう、就任期間や年齢等においても適切であることを要件としております。

- ・取締役候補者には、多様な視点に基づく意思決定機能の強化と当社グループ企業の業務執行に対する監督機能の強化を目的として、社外取締役が1/3以上含まれることを要件としております。
- ・取締役候補者の選定にあたっては、メンバーの過半数を社外役員で構成する指名・報酬委員会において十分に審議された上で、取締役会において選定しております。
- ・監査役候補者は、職責を全うすることが可能か、代表取締役、取締役、当社グループ企業の取締役からの独立性確保等、監査役としての適確性を慎重に検討しております。
- ・社外監査役候補者は、前記要件に加えて、独立性判断に関する具体的基準に照らして問題がないことを確認しております。
- ・監査役候補者の選定にあたっては、指名・報酬委員会議案を監査役会が十分に検討し、同意した上で、取締役会において選定しております。

(代表取締役社長の選任・解任プロセス)

代表取締役社長の選解任は、最重要戦略的意思決定であることを踏まえ、指名・報酬委員会の審議報告を受け、客観性・適時性・透明性ある手続きに従い、十分な時間と資源をかけて、取締役会において審議を諮っております。

(後継者計画・育成計画)

後継者計画・育成計画については、指名・報酬委員会において、サクセッションプランに基づいた計画等を基に、スキル・育成計画を記したデータを考慮し適切な関与・助言を得て行っております。

#### 4. 取締役に対するトレーニングの方針

取締役・監査役・執行役員等については、毎年職務遂行に必要な研修等を行いスキルアップ及び情報等の提供を行うとともに、各種の外部セミナー等への参加推奨を行っております。

また、社外取締役及び社外監査役には、随時、当社の業務・財務・組織などの会社情報やその他職務遂行に必要な情報等の提供と説明を行うとともにグループ経営会議や主要なグループ会社の会議等への参加推奨を行っております。

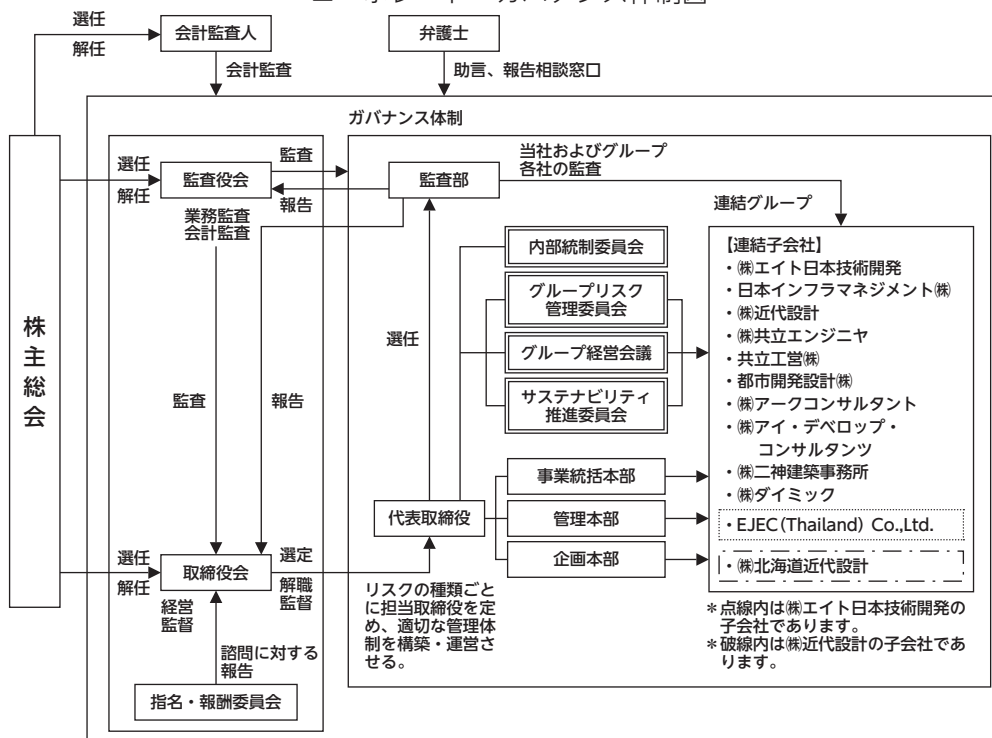
#### 5. 取締役会の実効性向上に向けた取り組み

当社では、取締役会の機能を向上させ、企業価値を高めることを目的として、2017年以降、定期的（年1回6月頃）に取締役会の実効性について、自己評価・分析を行っております。自己評価・分析は、第三者機関を活用し、全ての取締役・監査役を対象にアンケートにより実施し、実

効性を評価するとともに改善事項を分析し、取締役会にて報告・審議し、実効性向上を図るための改善を行っています。アンケートの回答からは、取締役会の役割・責務、取締役会における審議の活性化など運営全般等、おおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性について確保されていると認識しております。

一方、取締役会の実効性を高め、企業価値を向上し続けるために、代表取締役の後継者育成計画、ESG/サステナビリティへの取り組みに関する議論、株主・投資家等との対話の拡充と経営へのフィードバック強化などを課題として確認しております。

コーポレート・ガバナンス体制図



2022年5月31日現在

## 6. 取締役及び監査役の状況（2022年5月31日現在）

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 谷 裕 司	—	(株)エイト日本技術開発 代表取締役社長 (株)八雲 代表 取締役社長 (公財)八雲環境科学振興財団 代表理事
取締役	浜 野 正 則	管理本部長	(株)近代設計 監査役
取締役	小 谷 満 俊	監査部担当	(株)那賀ウッド 代表取締役社長 (株)エイト日本技術開発 執行役員事業推進本部長
取締役	永 井 泉 治	事業統括本部長	(株)エンジョイファーム 代表取締役社長
取締役	金 声 漢	企画本部長	(株)エイト日本技術開発 取締役常務執行役員管理本部長
社外取締役	二 宮 幸 一	—	—
社外取締役	阿 部 宏 史	—	環太平洋大学経営学部 教授 兼 副学長 兼 地域・社会連携センター長
社外取締役	新 田 東 平	—	公認会計士 オルパヘルスケアホールディングス(株) 社外監査役
常勤監査役	藤 井 勉	—	(株)エイト日本技術開発 常勤監査役
社外監査役	松 原 治 郎	—	公認会計士
社外監査役	宇佐美 英 司	—	弁護士

- (注) 1. 2021年8月27日開催の第14回定時株主総会において、永井泉治氏、金声漢氏、阿部宏史氏及び新田東平氏は取締役新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 2021年8月27日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって、磯山龍二氏、坂野雅和氏及び阪田憲次氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
3. 取締役の二宮幸一氏、阿部宏史氏及び新田東平氏は、社外取締役であります。
4. 監査役の松原治郎氏及び宇佐美英司氏は、社外監査役であります。
5. 取締役新田東平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役松原治郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 監査役宇佐美英司氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役二宮幸一氏、阿部宏史氏及び新田東平氏並びに監査役松原治郎氏及び宇佐美英司氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	二宮 幸一	当事業年度の取締役会は14回開催され、全て出席し、証券・金融業界での豊富な経験と高い見識による資本政策等の観点から必要な意見や助言を適宜行うことにより、社外取締役として経営の監督の役割を適切に果たしております。併せて指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度内に開催された委員会4回全て出席し、取締役会に付議する取締役の指名及び報酬案の検討・審議に参加しました。
社外取締役	阿部 宏史	2021年8月27日就任以降、当事業年度の取締役会は12回開催され、内9回出席し、環境工学分野の専門家としての観点から必要な意見や助言を適宜行うことにより、社外取締役として経営の監督の役割を適切に果たしております。
社外取締役	新田 東平	2021年8月27日就任以降、当事業年度の取締役会は12回開催され、全て出席し、公認会計士としての専門的見地から必要な意見や助言を適宜行うことにより、社外取締役として経営の監督の役割を適切に果たしております。併せて指名・報酬委員会の委員として、委員就任以降に開催された委員会3回全て出席し、取締役会に付議する取締役の指名および報酬案の検討・審議に参加しました。
社外監査役	松原 治郎	当事業年度の取締役会は14回開催され、全て出席し、また、監査役会は11回開催され、全て出席し、議案・審議等につき、財務・会計の専門家としての観点から必要な発言を適宜行っております。併せて指名・報酬委員会の委員として、当事業年度内に開催された委員会4回中3回出席し、取締役会に付議する取締役の指名および報酬案の検討・審議に参加しました。
社外監査役	宇佐美 英司	当事業年度の取締役会は14回開催され、全て出席し、また、監査役会は11回開催され、全て出席し、議案・審議等につき、法務の専門家としての観点から必要な発言を適宜行っております。

(注) 各社外役員（重要な兼職先を含む）と当社の間には重要な取引関係等はありません。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社では、グループ全ての役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや、被保険者の犯罪行為もしくは法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害は填補の対象外としております。当該保険契約は、2022年2月24日付で当社取締役会にて承認され継続して締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 7. 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別総額		報酬等の総額
		金銭報酬	株式報酬	
取締役 (内社外取締役)	名 11 (4)	百万円 95 (12)	百万円 9 (―)	百万円 104 (12)
監査役 (内社外監査役)	3 (2)	19 (11)	― (―)	19 (11)
合計 (内社外役員)	14 (6)	114 (23)	9 (―)	123 (23)

- (注) 1. 上記には、2021年8月27日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 当社の社外取締役を除く取締役の報酬は、金銭報酬と株式報酬で構成され、社外取締役の報酬は金銭報酬のみとしております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2009年8月26日開催の第2回定時株主総会決議により年額200百万円以内と定めております（当該定時株主総会終結後の取締役の員数は5名）。
4. 業績連動型株式報酬制度（信託期間3年、上限金額24百万円、取引市場による取得、事業年度毎のポイント付与による株式算定、取締役退任時に交付）を、2018年8月24日開催の第11回定時株主総会決議に基づき導入しております（当該定時株主総会終結後の対象取締役の員数は5名）。なお、上記の業績連動型株式報酬制度につきましては、2021年8月27日開催の第14回定時株主総会において、信託期間4年、上限金額80百万円、事業年度毎に付与されるポイント総数の上限（10,000ポイントから18,500ポイントに変更）に改定しております（当該定時株主総会終結後の対象取締役の員数は5名）。
- a 業績指標の内容及びその選定理由  
当社は中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をこれまで以上に高めることに努めており、取締役の業績連動型株式報酬については、当社の連結売上高、連結営業利益、連結ROEをポイント付与の指標としております。なお、当該指標を選択した理由は、経営陣としての成果及び責任を客観的に判断できるためであります。
- b 業績連動型株式報酬の額又は数の算定方法  
業績連動型株式報酬につきましては、評価対象期間（毎年6月から翌年5月末まで）において以下の算式のとおり算出された数をポイントとして取締役（社外取締役を除く）に付与しております。  
付与ポイント＝非業績連動ポイント＋業績連動ポイント  
また、具体的な支給にあたっては、累計ポイントの70%について、「1ポイント＝1株」として算出される数の当社株式を支給し、累計ポイントの30%については受益権確定日時点の株式時価を乗じて算出された額を金銭で支給するものです。



## c 業績指標に関する実績

	売上高（連結）	営業利益（連結）	R O E（連結）
2022年5月期	36,668百万円	4,491百万円	11.8%

(注)2021年8月27日開催の第14回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の内容を一部変更したことに伴い、業績指標を昨年度の経常利益（連結）から営業利益（連結）に変更しております。

5. 監査役の金銭報酬の額は、2011年8月26日開催の第4回定時株主総会決議により年額50百万円以内と定めております（当該定時株主総会終了後の監査役の員数は3名）。
6. 上記の株式報酬は、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額9百万円であります。

## (2) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

## ① 役員報酬の基本設計

- ・取締役の報酬は、企業価値の最大化に寄与する報酬設計としております。具体的には、役員規程及び役員等報酬規程を定め明文化するとともに、金銭報酬としての基本報酬と短期インセンティブ（当期業績報酬）並びに株式報酬としての長期インセンティブ（業績連動型株式報酬）で構成されております。
- ・報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に産業界の中位水準を志向し、当該決定方針の内容を含む役員等報酬規程に基づく個別報酬額をメンバーの過半数を社外役員で構成する指名・報酬委員会において審議し、取締役会にて決議し決定しております。
- ・当社の業績連動型報酬等は、役割、会社業績、社員給与等のバランスを考慮して定めた役員等報酬規程の算定基準を用いて算定し、目標値に対する達成度合いに応じて算定しております。また、役員報酬サーベイ等の市場水準調査結果等を用いた水準との妥当性の検証を図り決定しているため、取締役会も基本的に決定方針に沿うものであると判断しております。
- ・社外取締役及び社外監査役については、経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみとしております。
- ・当社の金銭報酬部分については月例の固定報酬として支給し、株式報酬部分については毎年1回一定の時期に付与しております。

## ② 役員報酬の方針等の決定手続き

- ・取締役の報酬制度や基準の設定、役位毎の報酬水準の検証と見直し、業績連動型株式報酬の割当については、指名・報酬委員会において十分に審議し、取締役会にて決定しております。

## 4 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 会計監査人に対する報酬等の額

(1) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額  
18百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
40百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分していないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が上記報酬等に同意した理由は、会計監査人が提示する監査の内容、その方法及び見積報酬額等を監査役会にて審議し、各監査役の同意が得られたためであります。

(4) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

### 3. 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告する方針であります。

### 4. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社がこれからも、より高い信頼と評価を獲得し、顧客、株主、地域社会、社員等すべてのステークホルダーから支持され続けるため、取締役会において次のとおり業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を決議しております。

### 1. 当社及びグループ企業（以下、グループ企業等という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ企業等の役職員が職務遂行にあたり、法令及び定款を遵守するとともに、E・Jグループ中期経営計画等に掲げる企業理念・経営方針にのっとり、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、グループ企業等の横断的な内部統制の充実と監視体制の整備を図る。

- ◇ コンプライアンス・プログラムやその他社内規程、並びに関係する法令の役職員への周知徹底を推進する。
- ◇ コンプライアンス担当部署を明確にするとともに、役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合、速やかかつ適切に指摘できる内部通報手続制度等の対応体制の整備を図る。
- ◇ 適切な業務運営体制を確保すべく、代表取締役直轄の「監査部」が内部監査規程等に基づく内部監査を定期的の実施・報告する。

### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、漏洩等のないよう万全を期すとともに、必要に応じて執行状況等の確認・検証等が適切かつ迅速に実施できる体制整備を図る。

- ◇ 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程に従い、保存・管理する。
- ◇ 取締役が、常にこれらの情報を閲覧できる体制を整備する。
- ◇ 重要な情報の開示については、法令及び社内規程に従い適正に行う。

### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理（以下、リスク管理という）に関しては、適切かつ迅速に対応できる体制の整備を図る。

- ◇ 代表取締役は、リスクの種類ごとに担当取締役を定め、グループ企業等の適切な管理・情報伝達の体制を整備する。
- ◇ 取締役は、損失の危機を予防・回避するため、必要に応じて規程、ガイドライン、マニュアル等の整備をするとともに、グループ企業等への周知・徹底を図る。
- ◇ リスクが顕在化し、重大な損害等の発生が予測される場合は、担当取締役を責任者とする迅速かつ確かな情報コントロールと対応体制を整備する。
- ◇ 監査部門の内部監査規程に基づく、グループ企業等を含む定期的な内部監査体制を整備し、グループ企業等内における問題点・課題等の把握に努める。

### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の整備を図る。

- ◇ 中期経営計画、年度予算制度に基づきグループ予算を策定するとともに、連結ベースでの業績管理を行う。
- ◇ 社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、職務の執行を行う。
- ◇ グループ企業等の業績状況の収集・提供体制を確保し、取締役並びに取締役会が迅速かつ適切な意思決定並びに業務執行が可能な体制を整備する。

### 5. 当社、その親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ企業等の役職員が職務遂行にあたり、統一的かつ横断的なコンプライアンスの実践と監視を図るための体制を整備する。

- ◇ グループ企業等の各種計画・方針等の実践において意思統一を図るため、情報連絡体制を充実させるとともに、その周知・徹底を図る。
- ◇ グループ企業等に影響を及ぼす重要な事項については、グループ経営会議等の緊急招集を含め、迅速かつ適切な情報連絡と対応体制の整備を図る。
- ◇ グループ企業等の代表者及び取締役が参加する経営会議を定期的で開催し、経営上重要な事項の検討や職務の執行に係る事項等で意思疎通を図り、グループ企業等の連携した迅速かつ適切な意思決定並びに業務執行が可能な体制を整備する。

## 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人（以下、当該使用人という）に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ◇ 当社の監査役は、必要に応じ監査部所属の職員を監査役の職務補助として従事させることができる。
- ◇ 当該使用人は、その職務の遂行に関して取締役の指揮・命令を受けないものとする。
- ◇ 当該使用人が兼務する場合は、監査役から指示された職務の遂行を優先し従事しなければならない。

## 7. グループ企業等の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ◇ グループ企業等の取締役及び使用人は、当社の監査役に対し、法令、定款その他の社内規程に定められた事項に加え、下記事項を報告する。
  - ① 会社に著しい損害及び重大な影響を及ぼす事項の発生する恐れがある場合、あるいは発生した場合。
  - ② 企業倫理に関する苦情・相談に対する通報の状況。
  - ③ グループ経営会議に付議・報告された事項。
  - ④ その他監査役会が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項。
- ◇ グループ企業等の取締役及び使用人は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ◇ 当社の監査役に上記報告及び情報提供を行ったグループ企業等の者が、当該報告等したことを理由に不利益な取扱いを受けないよう、内部通報規定を遵守するとともに、グループ企業等へ遵守の徹底を図る。

## 8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ◇ 当社の監査役が職務の遂行について、当社に対し前払い又は償還等の請求をなした場合、当該請求が監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ◇ 当社は、毎年、監査役会承認の監査計画に基づき、監査役の職務の遂行に生じる費用等の予算を設ける。

## 9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ◇ 取締役会等重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、必要に応じて取締役及び使用人の説明を求める体制を整備する。
- ◇ 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努め、円滑な職務の遂行体制を整備する。
- ◇ 監査役と代表取締役、監査役と監査部、監査役と会計監査人の定期的な報告会を開催する。
- ◇ 監査役と監査部と会計監査人の合同による定期的な情報・意見交換会を開催する。
- ◇ グループ企業等の監査役及び当社監査役との合同の情報・意見交換会を定期的で開催する。

(上記基本方針に基づく具体的な取り組み)

### 1. グループ企業等の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ企業等の事業活動は、独占禁止法、下請法、会社法、金融商品取引法その他様々な法令等の規制を受けており、グループ企業等各社では、コンプライアンス・プログラムを作成し、行動規範、遵守項目、行動指針などを定め、すべての役職員が法令遵守の徹底に努めております。また、「リスク管理規程」を制定し、法令違反等が発生した場合の是正体制、また、法令違反等を発見した場合の内部通報手続きや通報者保護を明文化し、速やかかつ適切に指摘できる体制を整備しております。

## 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は、法令・社内規程に従い、会議等の議事録を作成し所管部署にて適切に保管・管理をするとともに、監査役等からの要請に応じ、常に閲覧できる体制にあります。

## 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関しては、定期的で開催されるグループ経営会議において、常時情報交換を行うとともに、リスクの発生が予測される場合は、グループ企業等全体で対応できる体制を整備しております。また、グループ企業等を含む定期的な内部監査を実施し、必要に応じ改善等の対応を図っております。併せて、グループリスク管理委員会を設置し、グループ全体でのリスクの特定及び評価並びに、是正計画等を審議することで、リスクマネジメントの推進・監督を行います。

## 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「E・Jグループ第5次中期経営計画」を策定し、連結ベースでの業績管理を行うとともに、グループ経営会議等でその状況を確認し、必要策を審議し、迅速に対応しています。

## 5. 当社、その親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

定期的にグループ経営会議を開催し、「E・Jグループ第5次中期経営計画」の目標達成のため、経営上重要な事項や職務の執行に係る事項等の審議、検討を行い企業集団としての統一かつ横断的な経営とコンプライアンスの徹底に努めています。

併せて事業報告「企業集団の現況に関する事項 9. 対処すべき課題」にて記載のとおり、第5次中期経営計画として「E・J-Plan2024」を策定し、コーポレート・ガバナンス体制の構築と経営の透明性の向上に努めます。

## 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請に応じ、職務補助員を従事させております。職務補助員が兼務する場合は、監査役から指示された職務の遂行を優先し従事するものとしています。

---

## 7. グループ企業等の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社監査役は、グループ経営会議に出席し、グループ企業等の状況を把握するとともに、監査役監査の一環としてグループ企業等の取締役、従業員からヒヤリング等を実施しています。また、当社監査役主催の定例のE・Jグループ監査役連絡会において情報交換や報告がなされています。

## 8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行に必要な費用は、毎年監査計画で予算化するとともに、その費用は請求に応じ速やかに償還等の処理を行っています。

## 9. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会等の重要な会議への出席や当社監査役主催によるグループ企業等の監査役、会計監査人と当社内部監査部の合同による「三様監査会議」を四半期ごとに開催し、定期的に情報と意見を交換し、監査の実効性を高めています。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 2022年5月31日現在

(単位：百万円)

科目	注記番号	金額	科目	注記番号	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(39,240)</b>	<b>(負債の部)</b>		<b>(11,696)</b>
<b>流動資産</b>		<b>27,683</b>	<b>流動負債</b>		<b>10,549</b>
現金及び預金		18,090	業務未払金		1,090
完成業務未収入金	注6	4,317	1年以内返済予定の長期借入金	注1	213
契約資産		924	未払金		1,294
未成業務支出金及び貯蔵品	注2	3,613	未払費用		2,265
業務前渡金		104	未払法人税等		1,111
前払費用		298	未払消費税等		454
その他		340	契約負債		3,692
貸倒引当金		△6	役員賞与引当金		26
<b>固定資産</b>		<b>11,556</b>	業務損失引当金	注2	264
<b>有形固定資産</b>		<b>5,294</b>	その他		134
建物及び構築物	注1.3	2,372	<b>固定負債</b>		<b>1,146</b>
機械装置及び運搬具	注3	44	長期借入金	注1	358
工具器具及び備品	注3	495	リース債務		34
リース資産	注3	40	繰延税金負債		55
土地	注1	2,335	退職給付に係る負債		384
建設仮勘定		5	役員株式給付引当金		78
<b>無形固定資産</b>		<b>1,186</b>	従業員株式給付引当金		31
のれん		862	長期未払金		176
その他		323	債務保証損失引当金	注5	10
<b>投資その他の資産</b>		<b>5,075</b>	預り保証金		18
投資有価証券		2,946	<b>(純資産の部)</b>		<b>(27,544)</b>
長期固定化債権		0	<b>株主資本</b>		<b>26,765</b>
賃貸用不動産	注4	435	資本金		2,803
繰延税金資産		504	資本剰余金		4,379
退職給付に係る資産		83	利益剰余金		20,050
その他		1,217	自己株式		△467
貸倒引当金		△112	<b>その他の包括利益累計額</b>		<b>771</b>
<b>資産合計</b>		<b>39,240</b>	その他有価証券評価差額金		612
			為替換算調整勘定		△0
			退職給付に係る調整累計額		160
			<b>非支配株主持分</b>		<b>7</b>
			<b>負債純資産合計</b>		<b>39,240</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 2021年6月1日から2022年5月31日まで

(単位：百万円)

科目	注記番号	金額	
売上高			
完成業務高	注1		36,668
売上原価			
完成業務原価	注2.3		24,465
<b>売上総利益</b>			<b>12,202</b>
販売費及び一般管理費			7,711
<b>営業利益</b>			<b>4,491</b>
営業外収益			
受取利息及び配当金		53	
不動産賃貸収入		32	
経営指導料		6	
持分法による投資利益		122	
その他		69	283
営業外費用			
支払利息		11	
不動産賃貸費用		22	
支払保証料		9	
和解金		10	
その他		14	68
<b>経常利益</b>			<b>4,706</b>
特別損失			
投資有価証券評価損		9	
固定資産除却損	注4	3	12
<b>税金等調整前当期純利益</b>			<b>4,693</b>
法人税、住民税及び事業税		1,672	
法人税等調整額		△100	1,572
<b>当期純利益</b>			<b>3,121</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>			<b>3,121</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

2021年6月1日から2022年5月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,803	4,387	17,593	△84	24,700
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△102	—	△102
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,803	4,387	17,491	△84	24,597
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△562	—	△562
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	3,121	—	3,121
自己株式の取得	—	—	—	△807	△807
自己株式の処分	—	△7	—	424	416
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△7	2,558	△383	2,167
当期末残高	2,803	4,379	20,050	△467	26,765

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	510	△0	280	790	7	25,497
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	△102
会計方針の変更を反映した当期首残高	510	△0	280	790	7	25,395
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△562
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	3,121
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△807
自己株式の処分	—	—	—	—	—	416
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	102	△0	△120	△18	0	△18
当期変動額合計	102	△0	△120	△18	0	2,149
当期末残高	612	△0	160	771	7	27,544

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 2022年5月31日現在

(単位：百万円)

科目	注記番号	金額	科目	注記番号	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(25,349)</b>	<b>(負債の部)</b>		<b>(605)</b>
<b>流動資産</b>		<b>3,643</b>	<b>流動負債</b>		<b>261</b>
現金及び預金		3,378	1年以内返済予定の長期借入金		199
前払費用		7	未払金		7
未収還付法人税等		251	未払費用		26
その他		6	未払法人税等		9
<b>固定資産</b>		<b>21,705</b>	未払消費税等		13
<b>有形固定資産</b>		<b>3</b>	預り金		5
工具器具及び備品	注1	3	<b>固定負債</b>		<b>344</b>
<b>無形固定資産</b>		<b>5</b>	長期借入金		300
ソフトウェア		5	繰延税金負債		28
<b>投資その他の資産</b>		<b>21,696</b>	役員株式給付引当金		15
投資有価証券		247	<b>(純資産の部)</b>		<b>(24,743)</b>
関係会社株式		21,447	<b>株主資本</b>		<b>24,671</b>
長期前払費用		1	<b>資本金</b>		<b>2,803</b>
<b>資産合計</b>		<b>25,349</b>	<b>資本剰余金</b>		<b>17,617</b>
			資本準備金		2,303
			その他資本剰余金		15,314
			<b>利益剰余金</b>		<b>4,718</b>
			その他利益剰余金		4,718
			繰越利益剰余金		4,718
			<b>自己株式</b>		<b>△467</b>
			<b>評価・換算差額等</b>		<b>71</b>
			その他有価証券評価差額金		71
			<b>負債純資産合計</b>		<b>25,349</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 2021年6月1日から2022年5月31日まで

(単位：百万円)

科目	注記番号	金額	
売上高			
関係会社経営管理料	注1	445	
関係会社受取配当金	注1	1,229	1,675
販売費及び一般管理費	注1		481
<b>営業利益</b>			<b>1,193</b>
営業外収益			
受取利息及び配当金	注1	9	
システム使用料	注1	6	
その他		1	16
営業外費用			
支払利息		2	
支払手数料		5	
その他		0	8
<b>経常利益</b>			<b>1,201</b>
<b>税引前当期純利益</b>			<b>1,201</b>
法人税、住民税及び事業税		2	
法人税等調整額		2	5
<b>当期純利益</b>			<b>1,196</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

2021年6月1日から2022年5月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,803	2,303	15,321	17,624	4,085	4,085
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	△562	△562
当期純利益	-	-	-	-	1,196	1,196
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	△7	△7	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△7	△7	633	633
当期末残高	2,803	2,303	15,314	17,617	4,718	4,718

	株主資本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△83	24,429	70	24,500
当期変動額				
剰余金の配当	-	△562	-	△562
当期純利益	-	1,196	-	1,196
自己株式の取得	△807	△807	-	△807
自己株式の処分	424	416	-	416
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	1	1
当期変動額合計	△383	242	1	243
当期末残高	△467	24,671	71	24,743

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年7月12日

E・Jホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 田 正 史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊 藤 幸 治

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、E・Jホールディングス株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E・Jホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。



監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年7月12日

E・Jホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 田 正 史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊 藤 幸 治

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、E・Jホールディングス株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画（監査方針と重点監査項目、監査の分担等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について確認し、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および支社、事業部において業務等の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役とはE・Jグループ経営会議及び関係会社往査を通じ、子会社の監査役等とはE・Jグループ合同三様監査会議及び監査役連絡会を通じて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社取締役から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査部、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に説明を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明致しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。
- ④ 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月12日

E・Jホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 井 勉 ㊟

社外監査役 松 原 治 郎 ㊟

社外監査役 宇佐美 英 司 ㊟

以 上

以 上

## (ご参考) トピックス

当社グループは、「安心・夢のあるサステナブルな社会の実現に貢献」すべく、以下の内容に取り組んでおります。2022年5月期の実績としては次のとおりとなります。

### (1) 環境課題に対する取り組み

地球環境保全に積極的に取り組むべく、TCFDに関連する調査、モニタリングを開始し、TCFDへの賛同表明、SBTの認定取得に対するコミットメントレターの提出を済ませるとともに、「1.5℃シナリオ」の達成に向けて、TCFDフレームワークに基づく気候変動対応を検討し、2030年度に達成すべきCO<sub>2</sub>削減目標とその具体策を策定いたしました。これにより、新年度から事業活動に伴う環境負荷の削減を進めてまいります。

### (2) 社会課題に対する取り組み

全ての人の人権を尊重することが、「安心・夢のあるサステナブルな社会の実現に貢献する」に繋がると認識し、多様な人材が個性や能力を十分に発揮し、健康で生き生きと活躍できる企業風土を目指し、基幹システムの刷新や人材採用、教育等に取り組んでおります。複数のグループ会社が「健康優良法人」に認定され、また、地域活性化のための支援活動も行っております。

### (3) SDGsに対する取り組み

長期ビジョンに示す4つの基本方針は、重点的に取り組むべき4つの「ESG経営に関わる重要課題(マテリアリティ)」に基づき定めたものとなっております。このため、基本方針に基づく事業活動が、社会の持続的成長への貢献、すなわち、SDGsの目標達成に常に繋がっております。

## 長期ビジョンに示す基本方針

## SDGs目標との関係性

<p><b>1. 環境負荷軽減対応の強化</b> 再生可能エネルギー等環境負荷軽減施策の普及を支援し、レジリエントな循環型社会の形成に貢献する</p>	<p><b>Environment (環境)</b></p>	<p>7 再生可能エネルギーを拡大する 13 気候変動に具体的な対策を</p>
<p><b>2. 持続可能でレジリエントな社会づくりへの貢献</b> 国内外の良質なインフラ整備や維持管理と地域の生活環境向上や活性化施策を通して、「安全・安心な社会づくり」に貢献する</p>	<p><b>Society (社会)</b></p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを</p>
<p><b>3. ダイバーシティ経営の実践</b> 多様な人財の開発・育成を積極的に行い、働きやすく、働きがいのある職場をつくる</p>		<p>4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を推進しよう 8 働きがいも経済成長も</p>
<p><b>4. 最適な体制構築のためのガバナンスの強化</b> コンプライアンスやリスク管理を重視したガバナンス体制を整備し、経営の透明性を高め、ステークホルダーとの関係を強化する</p>	<p><b>Governance (企業統治)</b></p>	<p>12 つるまき 責任を分かちあおう 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>

## 株主総会会場ご案内図

### 会場

岡山市北区駅元町1-5 ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間  
電話：086-234-7000

### 交通のご案内

JR岡山駅から「さんすて岡山南館2F」で直結しております。



※ お車、自転車でのご来場はご遠慮ください。

E・Jホールディングス株式会社



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。